

改訂の主なポイント

1 重点推進地域の選定

これまで、振興局ごとに毎年度選定してきた重点推進地域について、地域間の格差解消を図る観点から、対象地域を絞り込み。(例：〇〇振興局→〇〇振興局 東部地域)

2 未移譲市町村への取組

重点推進権限のうち住民に身近な旅券事務については、法改正によって電子申請が可能となり、住民の利便性のさらなる向上や事務の効率化が図られたことを、未移譲市町村に対して説明。

3 移譲の検討に係る期間の確保

事務・権限移譲の要望照会から移譲までの手続について、市町村の検討に要する期間を十分に確保。

4 オンラインの積極的な活用

移譲に係る市町村との協議等については、オンラインを積極的に活用。